

大和市監査委員告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月24日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査  
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 団 体 大和市シニアクラブ連合会  
所管部局 健康福祉部 人生100年推進課
- 3 監査対象期間 令和2年4月～令和2年11月
- 4 監査年月日 令和2年12月24日
- 5 監査の方法 この監査は、当該団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行なわれているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- ア 予算執行に関する事務
- イ 収入調定に関する事務
- ウ 契約に関する事務
- エ 補助金交付に関する事務
- オ 給与手当等支給に関する事務
- カ 貸金支払に関する事務
- キ 時間外勤務手当支給に関する事務
- ク 備品管理に関する事務
- ケ 出勤票・休暇届に関する事務

所管部局に関する事項

- 補助金交付に関する事務

6 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。